

2020 年 1 月 20 日

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ETF】『MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信』 設定・上場について

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:松田^{まつだ}通^{とおる})は、『MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信』を2020年2月5日(水)に新規に設定し、2月6日(木)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	2560

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



MAXIS



MAXIS

ファンドの特色

投資方針

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数に連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに投資を行います。
- 個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことがあります。

<S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数について>

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)に組み入れられている銘柄をユニバースとして、炭素効率性の高い(炭素排出量の少ない)企業のウェイトを高め、炭素効率性の低い(炭素排出量の多い)企業のウェイトを下げることで、指数全体の炭素排出量の削減を目指す指数です。東証株価指数(TOPIX)と同程度の産業グループ構成比率を維持することにより、東証株価指数(TOPIX)との乖離を抑制します。

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数は、2009年3月20日の時価総額を100ポイントとして、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび株式会社日本取引所グループが算出・公表しております。^(注1)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。^(注2)

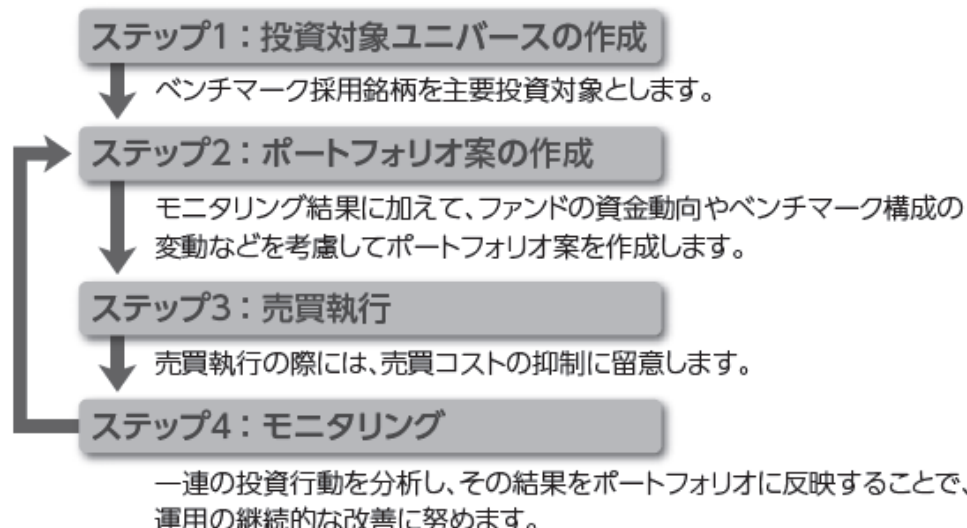
(注1) 算出方法: 指数値 = 当日の時価総額 ÷ 基準時価総額 × 100

(注2) 基準時価総額の修正方法:

新・基準時価総額

= 旧・基準時価総額 × (修正日前営業日の時価総額 ± 修正額) ÷ 修正日前営業日の時価総額

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

🗨 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜金融商品取引所＞

・東京証券取引所(2020年2月6日に新規上場予定)

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・有価証券先物取引等を行うことができます。

分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各10日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2020年5月10日です。)

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」の著作権等について

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」(「当指数」)は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)および株式会社日本取引所グループの商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。また、JPXは株式会社日本取引所グループ、TOPIXは東京証券取引所の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、または株式会社日本取引所グループによってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesまたは株式会社日本取引所グループのいずれも、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループと三菱UFJ国際投信株式会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。当指数は三菱UFJ国際投信株式会社またはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesまたは株式会社日本取引所グループによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループは、当指数の決定、構成または計算において三菱UFJ国際投信株式会社またはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループのいずれも、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESまたは株式会社日本取引所グループは、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESおよび株式会社日本取引所グループは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESおよび株式会社日本取引所グループは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJ国際投信株式会社、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESまたは株式会社日本取引所グループは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJ国際投信株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因: 基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているのではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクです。上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年2月5日(2020年2月6日)
信託期間	無期限
決算日	毎年5・11月の10日 ※初回決算日は2020年5月10日
ベンチマーク	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数
取引所における取引単位	1口単位
【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】	
■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかります。約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができます。)
■保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.1375%(税抜 年率0.125%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付を行った場合、その品質料の55%(税抜50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2020年1月20日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.015%(上限)をかけた額)
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・換金請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2020年2月5日(2020年2月6日)
信託期間	無期限
決算日	毎年5・11月の10日 ※初回決算日は2020年5月10日
ベンチマーク	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数
取引所における取引単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご覧ください。
取得単位等	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。(申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。
取得価額	当初設定: 1口当たり当初設定日の前営業日におけるS&P/JPX カーボン・エフィシエント指数(「対象指数」といいます。)の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額(円単位未満は切り上げるものとします。) 継続申込期間: 取得申込受付日の基準価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
交換単位等	委託会社が定める一定口数 受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。
交換価額	交換申込受付日の基準価額

取得申込・換金請求されるお客さま向け														
申込不可日	取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。 <取得> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日 4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) 5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき <交換> 2020年3月31日までは交換のお申込みができません。 2020年4月1日以降、原則として以下の日を交換申込受付日とするお申込みはできません。 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間 4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) 5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき なお、委託会社は、1.～6.に定める日の取得・交換のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。													
	【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】 ■申込時に直接ご負担いただく費用 <table> <tr> <td>取得時手数料</td><td>販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。</td></tr> <tr> <td>交換(買取り)時手数料</td><td>販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。</td></tr> <tr> <td>信託財産留保額</td><td>なし</td></tr> </table> ■保有期間中に間接的にご負担いただく費用 <table> <tr> <td>信託報酬</td><td>①日々の純資産総額に対して、年率0.1375%(税抜 年率0.125%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品質料の55%(税抜50%)以内の額</td></tr> <tr> <td>ファンドの上場に係る費用</td><td>2020年1月20日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))</td></tr> <tr> <td>対象指数についての商標の使用料</td><td>対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.015%(上限)をかけた額)</td></tr> <tr> <td>その他費用(*)</td><td>監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等</td></tr> </table> (*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	取得時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。	交換(買取り)時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。	信託財産留保額	なし	信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.1375%(税抜 年率0.125%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品質料の55%(税抜50%)以内の額	ファンドの上場に係る費用	2020年1月20日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))	対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.015%(上限)をかけた額)	その他費用(*)
取得時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。													
交換(買取り)時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。													
信託財産留保額	なし													
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.1375%(税抜 年率0.125%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品質料の55%(税抜50%)以内の額													
ファンドの上場に係る費用	2020年1月20日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(55万円(税抜 50万円))													
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.015%(上限)をかけた額)													
その他費用(*)	監査報酬、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等													

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。取引所を通してお取引される際は、各証券会社が交付する上場有価証券等書面の内容を必ずご確認ください。なお、販売会社において、取得(購入)申込・交換(換金)請求をされる際は、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年1月20日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞
三菱UFJ国際投信 経営企画部
電話 (03)5221-5684